

## IFRS との統一に向かう J-GAAP

近年、IFRS(国際財務報告基準)に基づいて財務諸表を作成している企業はフォーチュン誌が選ぶ世界企業 500 社のうち 200 社にまで達しており、US GAAP(アメリカ会計基準)に基づいている企業(176 社)をしのいでいます。IFRS のインパクトは年々拡大しており、アメリカをはじめ多くの国々がIFRSを採り入れるべく対応をはかっています。(IFRSは状況に応じてUS GAAPとの統一をはかるよう努めています。)

1997 年以降、日本においても同様に、連結方針、法人所得税、従業員給付および金融商品への改革をはじめとした、IFRSの導入もしくは統一に向けての動きが強まっております。固定資産の減損に関する会計基準はすでに始まっており、2006年3月期より適用が義務付けられるようになりました。

企業結合および株式報酬の会計は2006年4月より施行されます。これにより、企業結合はパーチェス法もしくは持分プーリング法が適用されることとなります。パーチェス法により発生する営業権は毎年再評価されず、最長 20 年以内の期間に渡って定額法で償却されることとなります。しかし残念なことに、日本では持分プーリング法を排除しようという政治的な動きが見受けられます。

### 今後の動き

ASBJ(企業会計基準委員会)は 2007 年 3 月までに J-GAAP と関係する国際会計基準を調査するプロジェクトを進めています。トピックは以下のとおりです。

- IAS2 -

棚卸資産の評価基準: J-GAAP では低価法の代替法として原価法の採用が認められています。

- IAS24 -

関連当事者の開示: J-GAAP では親会社や支配会社の開示も、関連当事者間取引がない時はそれら関連当事者の開示も要求されていません。

また他にも、セグメント情報(IAS14)、グループ内会計方針の統一(IAS27)、投資不動産(IAS40)についても調査が進められると見られています。

## 2006 年税制改正の主旨

ばらつきはあっても景気が回復基調にあると考え、2006 年の税制改正は少子化、高齢化、国際化の状況の中で財源としての税収確保を主眼として行われました。消費税率の引き上げや、給与所得控除の縮小も論議されていることから今後の動きに着目する必要があるようです。ここに掲載したものはその一部であり、弊社のお客様に関係がある項目を抜粋致しました。

### 1. 役員賞与損金算入制度の創設

業績連動型報酬(賞与)は原則として損金不算入でしたが、今回の改正で一定の要件のもとに損金算入が認められるようになりました。

必要条件:

- その法人が非同族法人であること
- 業務を執行する役員であること
- その事業年度で損金経理していること
- 報酬委員会において決定等されていること
- 有価証券報告書等で開示されていること
- その他一定の要件を満たしていること

### 2. 役員給与の損金算入の緩和

従来の一ヶ月以下の一定期間ごとに同額で支給する役員給与に加え、所定の時期に確定額を支給する旨の定め(税務署長への事前届出が必要)に基づいて支給する役員給与は損金算入することができます。

### 3. 実質一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置

親族でその会社の 90%以上の株式を所有し、かつ、役員の半分以上が同族関係者である場合は、原則として代表者に対して支給される給与のうち、給与所得控除に相当する部分は損金の額に算入できなくなります。

### 4. 交際費の損金算入の特例の延長と 5,000 円以下の飲食費の損金算入

資本金 1 億円以下の法人に認められている定額控除限度額を超える金額と定額控除限度額の 10%相当額が損金不算入とされる従来の特例が 2 年間延長になりました。加えて一人当たり 5,000 円以下の飲食費(役職員の間の飲食費を除く)を損金に算入できるようになりました。

## 5. 同族会社の留保金課税制度

留保金課税の対象となる同族会社について、3 株主グループから 1 株主グループによる判定へと緩和するほか、留保控除額を引き上げる等抜本的な見直しを行います。

## 6. 所得税の改正

### (1) 所得税率及び住民税率の改正

国から地方への税源移譲の実施に伴い、2007 年分以後の所得税と個人住民税(2006 年分の所得に課される住民税)について、税率が以下のように改正されます。

[改定前]

所得税-

課税所得	税率
～ 330 万円	10%
330 万円～ 900 万円	20%
900 万円～ 1,800 万円	30%
1,800 万円～	37%

-個人住民税-

課税所得	標準税率
～ 200 万円	5%
200 万円～ 700 万円	10%
700 万円～	13%

[改定後]

所得税-

課税所得	税率
～ 195 万円	5%
195 万円～ 330 万円	10%
330 万円～ 695 万円	20%
695 万円～ 900 万円	23%
900 万円～ 1,800 万円	33%
1,800 万円～	40%

-個人住民税-

課税所得	税率
一律	10%

### (2) 定率減税の廃止

定率減税制度が、所得税については 2007 年分、個人住民税については 2007 年度分(2006 年分の所得に課される住民税)をもって廃止されることになりました。

### (3) 住宅購入資金の貸付け等

給与所得者が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限が 2 年延長されました。

### (4) 非永住者の判定

2006 年 4 月以後から、非永住者の定義が、「居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて 5 年以下の期間国内に住所または居所を有する個人」から「居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ過去 10 年間のうち 5 年以下の期間国内に住所または居所を有する個人」に変更になりました。

### (5) 住宅ローン控除制度

住宅ローン等の年末残高の限度額が段階的に縮小され、住宅ローン控除制度の控除額が以下のとおり減額されます。

居住年	控除期間	年住宅借入金等の年末残高の部分	適用年控除率	最大控除額(年間)	最大控除額(合計)	
平成 18 年	10 年間	3,000 万円以下の部分	1 年目～7 年目	1%	30 万円/年	225 万円
			8 年目～10 年目	0.5%	15 万円/年	
平成 19 年	10 年間	2,500 万円以下の部分	1 年目～6 年目	1%	25 万円/年	200 万円
			7 年目～10 年目	0.5%	12.5 万円/年	
平成 20 年	10 年間	2,000 万円以下の部分	1 年目～6 年目	1%	20 万円/年	160 万円
			7 年目～10 年目	0.5%	10 万円/年	

## 7. 過少資本税制

(1) 過少資本税制の対象から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引(レボ取引)にかかる負債を控除できることになりました。この場合、適用要件である、国外支配株主等に対する負債の国外支配株主等の資本持分に対する倍率は 3 倍超でなく 2 倍超となります。この規定は、2006 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度より適用されます。

(2) 対象となる負債及び負債の利子に以下のものが追加されました。

1. 国外支配株主等の債務保証で第三者が資金を供与した場合の負債、負債の利子、保証料
  2. 国外支配株主等からの貸借債券を担保に第三者が資金を供与した場合の負債、負債の利子、使用料
- この規定は、2006 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されます。

## 8. 租税条約

2006 年 2 月 2 日に日英間の改正租税条約が署名され、以下の限度税率の引下げがありました。

配当: 親子間 10% 免税又は 5%  
その他 15% 10%

利子: 10% 免税(金融機関等)、10%(その他)

使用料: 10% 免税

また、上記の特典を受けるために日米新租税条約と同様の「特典条項」が導入されました。

以上の適用開始時期は以下のとおりです。

源泉徴収される税金については、2007 年 1 月 1 日以後に課税されるもの。配当については、2007 年 1 月 1 日以後に決議されるもの。利子、使用料については、2007 年 1 月 1 日以後に支払期日が到来するもの。

## 9. 法人の事業等の概況に関する書類の提出義務付け

2006 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より「法人の事業等の概況に関する書類」を法人税申告書に添付することが義務づけられます。

## 10. 納税者の申請書類が消印有効

郵便物等の消印日付をもって提出されたものとみなされる書類の範囲が従来の確定申告書とその添付書類等から、申請書類等にも拡大されます。2006 年 4 月 1 日以後に郵送等により提出される書類について適用されます。

## 11. 無申告加算税および不納付加算税の整備

### (1) 無申告加算税

調査により決定があることを予知して提出されたものでない期限後申告書に係る無申告加算税については、次のいずれにも該当する場合は免除となります。

その申告書が法定申告期限から 2 週間以内に提出されていること

その申告書にかかる納付すべき税額の全額が法定

納期限までに納付されていること等

また、無申告加算税の税率については、税額が50万円を超える部分について、15%から20%に引き上げられます。以上の改正は、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

## 新会社法

2006年5月1日に施行された会社法は、新規会社の設立を促進するとともに、より柔軟な会社経営を認めています。また、条文文言が文語体から口語体へ形式的に改定されるとともに、変化する社会経済情勢を踏まえて条文内容が実質的に見直されています。

### 1. 会社形態の種類の変更

(1) 有限会社の廃止

(2) 新しい会社形態：合同会社の導入

日本版LLCである合同会社が導入されたが、税務上は各構成員段階で課税がなされるパススルーエンティティとは認められていません。

### 2. 会社設立手続きの要件緩和

(1) 最低資本金制度の廃止

(2) 発起設立での株式払込金保管証明制度の廃止

(3) 現物出資要件の緩和

### 3. 会社機関設計の柔軟化

非公開会社(大会社以外)では、取締役1名で監査役を置かない機関設計も可能になりました。

### 4. 配当規制に関する柔軟化

純資産残高要件300万円を満たすなど一定の要件のもとで1年に複数回の配当を決議することが可能になりました。

### 5. 計算書類の変更

「利益処分案」は廃止になり、代わって「株主資本等変動計算書」の作成が必要になりました。

### 6. 取締役(会)による内部統制の設置義務

大会社では、新会社法施行後最初に開催する取締役会で内部統制に関する基本方針を決議することが必要になりました。

### 7. その他の改正項目

(1) 擬似外国会社

外国法に基づいて設立されているが、日本に本店があるか、日本で事業を行うことが主たる目的である会社は擬似外国会社とされ、原則として日本において継続して取引をすることは出来ないことになりました。

(2) 取締役会の書面投票決議

(3) 役員の任期の延長

非公開会社では、最大限10年に延長されました。

(4) 子会社の定義の改正

(5) 株主に対するウェブを通じての通知

株主総会の召集通知等を、一定の条件のもとでウェブを通じて行うことが出来るようになりました。

(6) 社債制度の柔軟化

(7) 組織再編手続きの簡易化

## 社会保険と労働関係 36 協定

### 個別労働紛争と就業規則、36 協定

昨今は、労働紛争が多発しています。会社が問題となっている社員を解雇しようとし、こじれるケースから紛争がおきることが多いのです。紛争勃発は突然のように見えますが、実は、すでに社員が入社したときから内在しています。

あなたの会社は、就業規則を整備していますか？

36 協定を結んでいないのに時間外労働をさせていませんか？

就業規則、36 協定の所轄労働基準監督署への提出が済んでいますか？

### 解雇

解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、其の権利を濫用したものと無効とする。(労基法第18条の2)

この法令が2004年に施行され、就業規則に「解雇の事由」を記載しなければならなくなりました。会社が社員を解雇しようとしても、就業規則の解雇事由に該当していなければ解雇できないこととなります。就業規則がない、あるいはあっても何年も改訂せずそのままになっている場合は、トラブルを大きくします。

### 36 協定 (労基法第36条)

1日8時間、1週間40時間を越える労働をさせる場合には、必ず、36 協定を所轄労働基準監督署へ提出しなければなりません。36 協定を提出していなければ、時間外労働をさせてはいけないというのが法の定めです。36 協定が労働基準監督署に提出されて後、社員に時間外労働をさせてよいということになります。

就業規則、36 協定は、労働紛争等の問題が起きた時、労働基準監督官をはじめ、関係部署の担当官が必ず最初に見るものです。きちんと整備していれば、会社に対する印象が違います。整備・見直しは、毎年4月などと時期を決めるようにしましょう。

2006年4月より施行の主要法令

・高齢者雇用安定法(2006年4月)

1. 高齢者雇用安定法は、定年年齢を今後65歳までに、以下のように段階的に引き上げられることになっております。

2006年4月～ 62歳

2007年4月～ 63歳

2010年4月～ 64歳

2013年4月～ 65歳

2. 65歳未満の定年を定めている場合は、次のいずれかの措置をとらなければなりません。

(1) 65歳までの定年の引き上げ

(2) 継続雇用制度の導入

(3) 定年の定めを廃止する

企業は、「継続雇用制度」を導入しているケースが多いようです。

・国民年金保険料(2006年4月)

月額 13,860円

・児童手当支給年齢の引上(2006年4月)

小学校6年生まで支給、第1子、第2子5,000円、第3子以降は10,000円/月額(年収制限有)

・算定基礎届(2006年7月)

報酬支払基礎日数が17日以上(従前20日以上)で算定届を作成

・月額変更届(2006年7月)

報酬支払基礎日数が17日以上(従前20日以上)で月額変更届を作成

## お知らせ

クレストン・インターナショナル:

2006年3月より、オカモトアンドカンパニーはクレストン・インターナショナル(www.kreston.com)のメンバー企業となりました。クレストン・インターナショナルは1971年に創立され、世界に広がる428のメンバー事務所により迅速かつ信頼のおける高品質のサービスを提供するネットワークを構築しております。現在、数少ない世界レベルの会計ネットワークの1つとなっております。

公開会社監視委員会(PCAOB):

2005年3月よりオカモトアンドカンパニーはアメリカ公開会社監視委員会の登録事務所となりました。公開会社監視委員会はサーベーンズ・オクスリー法により設置された、有益で公正かつ独立した監査レポートの作成に際し、投資家の保護及び公益を促すことを目的とした公開会社における監査を

監視するための非営利法人です。私たちは米国公開企業関連会社の会計監査を認められた日本のピック4以外では数少ない事務所の1つです。

オフィスマネージャー向けセミナーの開催:

昨年度開催のセミナーが好評でしたので、引き続き今年度も開催することにいたしました。今年度は9月もしくは10月開催予定です。詳細が決まり次第再度お伝えいたします。

中国企業向け窓口の開設:

中国企業の日本参入に向けて価値あるサービスを提供すべく、弊社では中国向け窓口とホームページの中国語版を開設いたします。現在、弊社には中国人スタッフ2名のほか、中国語に堪能な社員数名も勤務しております。

法人事業概況書:

2006年4月1日以降開始する事業年度の法人及び2006年4月1日以降設立される日本におけるすべての法人(外国法人の支店も含む)に対し法人税の申告書と共に、法人事業概況書を提出することが義務化されました。詳細については、「2006年税制改正の主旨」を参照して下さい。この作成業務に対する報酬は年5万円以上になる予定です。

法人化10周年記念日:

オカモトアンドカンパニーは1992年に創業し、1996年2月に法人化いたしました。設立10周年を記念し、2006年6月23日(金)を休業日とさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**(株)オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 /**

**花登博子税理士事務所**

**〒102-0083 東京都千代田区平河町1-2-10**

**平河町第一生命ビルディング**

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

<http://www.okamoto-co.co.jp>

**注意** 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずに行かなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。